

令和8年 富士見町 告示

第 47 号

富士見町まちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町まちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町まちづくり支援事業補助金交付要綱(令和3年富士見町告示第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「団体が、」の次に「継続的に」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一時的な事業の実施のみを目的として臨時に結成された団体

第4条第1項の表中「10分の10以内」を「3分の2以内」に、「事業費」を「対象経費」に改め、同条第4項中「上限とし、かつ同一事業に対する補助金の交付は、1年度1回を上限とし、2年を限度として行う」を「限度として申請する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 同一団体に対する補助金の交付は、通算して2年度を限度として行うものとする。

第5条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 予算計上根拠書類の写し(見積書など)

(5) 購入する備品についての詳細の分かるもの(カタログ等の写し)

様式第1号中添付書類の欄第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 予算計上根拠書類の写し(見積書など)

5 購入する備品についての詳細の分かるもの(カタログ等の写し)

附則を第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。